○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

会計検査院長職務代行
検査官　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄中「、国立感染症研究所」及び「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を「、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター並びに国立健康危機管理研究機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則九―二―七四

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（医療職俸給表㈡の適用範囲） **第十三条**　医療職俸給表㈡は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表㈡の適用を受ける者を除く。 一　（略） 二　栄養管理に従事する栄養士 三～十一　（略）	（医療職俸給表㈡の適用範囲） **第十三条**　医療職俸給表㈡は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表㈡の適用を受ける者を除く。 一　（略） 二　栄養管理に従事する栄養士及び管理栄養士 三～十一　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則九―六―九三

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前		
別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）		
勤務箇所	職員	調整数
一　会計検査院、人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一

改正後		
別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）		
勤務箇所	職員	調整数
一　会計検査院、人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一